

## 山口県主要農作物・園芸作物奨励品種決定要領

(趣旨)

第1 この要領は、主要農作物及び園芸作物の奨励品種の決定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(奨励品種の決定等)

第2 農林水産部長は、本県における奨励品種の優良な種苗の生産及び普及を促進し、その生産性向上及び品質改善を図るため、奨励品種を決定し又は廃止するものとする。

2 前項の決定及び廃止の基準は、作目別に別に定める。

(奨励品種の決定に関する調査)

第3 農林水産部長は、奨励品種を決定しようとするときは、予め山口県主要農作物・園芸作物奨励品種決定調査（以下「調査」という。）を行い、その適応性等を検討するものとする。

2 但し、園芸作物については、第2の基準を満たすことが明らかであり、調査を省略できると判断した場合は、この限りではない。

(奨励品種の審査)

第4 農林水産部長は、奨励品種を決定し又は廃止しようとするときは、予め山口県主要農作物・園芸作物奨励品種決定審査会（以下「審査会」という。）の意見を聞くものとする。

2 審査会は次に掲げる事項を審議する。

(1) 品種選定方針、調査に供試する品種の選定等に関すること。

(2) 調査の方法、基準等に関すること。

(3) 奨励品種の決定および廃止に関すること。

(4) 奨励品種の普及、種苗生産等に関すること。

(5) その他関連する事項に関すること。

(審査会)

第5 審査会は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、農業振興課長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者のうちから会長が指名する。

(1) 学識経験者

(2) 農業者代表

(3) 農業関係団体の役職員

(4) 流通関係・実需者の代表者

(5) 消費者代表

(6) その他特に必要と認められる者

4 審査会の議長は、会長をもって充てる。

5 審査会の庶務は、農業振興課において処理する。

(幹事会)

第6 審査会において円滑な審議を行うため、作目別に幹事会を設置するものとする。

(奨励品種の決定等の公表)

第7 農林水産部長は、奨励品種の決定又は廃止をしたときは、関係機関へ通知する他、インターネットの利用その他の方法により、これを公表するものとする。

(その他)

第8 この要領に定めるもののほか、必要な事項については農林水産部長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この要領は、平成 8 年 8 月 1 9 日から施行する。  
この要領は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。  
この要領は、平成 1 8 年 4 月 3 日から施行する。  
この要領は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。  
この要領は、平成 2 2 年 3 月 2 6 日から施行する。  
この要領は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。  
この規約は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 主要農作物県奨励品種の基準に関する内規(昭和 4 4 年 3 月 2 5 日制定)は廃止する。
- 3 山口県園芸品目産地化推進品種決定要領(平成 1 9 年 8 月 1 0 日制定)は廃止する。